

令和5年3月23日

尼崎市男女共同参画申出処理に関する意見書

尼 崎 市 長 様

尼崎市男女共同参画申出処理委員会

令和4年12月20日付提出された整理番号1の申出について、第1回(1月30日)及び第2回(3月20日)尼崎市男女共同参画申出処理委員会において審議し、尼崎市男女共同参画社会づくり条例施行規則第8条の規定に基づき、次のとおり意見書を提出します。

1 尼崎市男女共同参画社会づくり条例の第19条「市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする」の規定は、同第3条「男女が性別による差別的取扱いを受けないことをいう」、第7条「性別による差別的取扱いを行ってはならない」に違反しているので削除してください。

➡ 尼崎市男女共同参画社会づくり条例(以下「本条例」といいます。)は、男女共同参画社会基本法(以下「基本法」といいます。)と同様の理念及び認識に基づき男女共同参画社会づくりに関する施策を推進し、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として策定されたものです(本条例第1条)(参考条文:基本法第9条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策・・を策定し、及び実施する責務を有する。」)。

すなわち、基本法は、その前文において「男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。」と述べており、社会参画等の機会において未だに女性が社会的・構造的な差別によって不利益を被っており実質的な機会均等が実現されていない現状があるとの認識に立ち、国は積極的改善措置(機会にかかる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること)(同法第2条第2号)を含む施策を策定し、実施する責

務を有する旨規定すること等により上記のような現状を改善し、男女共同参画社会の形成の促進を図ること等を目的としています（基本法第8条「国は、・・男女共同参画社会の形成についての基本理念・・にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。・・）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。）」。

そして、本条例においてもその前文において「性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っており、女性の人権を侵害する行為も絶えないことから、男女平等の実現にはなお一層の努力が必要とされている。」と述べるとおり、基本法と同様の認識のもと、市の責務として、基本理念にのっとり積極的改善措置（本条例第2条第2号）を含む施策を策定し実施しなければならないと規定すること等により男女共同参画社会の形成の促進を図ること等を目的としています（本条例第4条「市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。・・）を策定し、及び実施しなければならない。）」。

この点、本条例第19条（「市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。」）は、まさに基本法第2条第2号及び本条例第2条第2号に規定されている「積極的改善措置」の発現に他ならず、機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において女性に対し機会を積極的に提供しようとするものです。

上記のとおり、本条例が、基本法と同様に社会参画等の機会における男女間の実質的な機会均等が未だ実現されていない現状があるとの認識に立ち、基本法と同様の理念にのっとり、本条例第4条が市の責務として積極的改善措置を含む施策を策定し実施しなければならない旨を規定していること等に鑑みれば、同条例第3条第1号及び第7条第1号の「性別による差別的取扱い」との文言に上記のような「積極的改善措置」が含まれるとの解釈は本条例の基本理念に背理するものでありおよそ成り立ち得ない解釈であるといわざるを得ません。

よって、本条例第19条は、同条例第3条、第7条のいずれにも違反するものでないことは明白であり、削除する必要はないものと考えます。

なお、積極的改善措置については、日本が批准している「女子に対するあらゆる形態の差別の

撤廃に関する条約」第4条においても、「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。」と規定されています。

さらに、男女共同参画局のHPにも、「日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であり、その差は拡大しています。これまでの延長線上の取組を超えた効果的な対策として、暫定的に必要な範囲において、ポジティブ・アクションを進めていくことが必要です。」「ポジティブ・アクションとは」「社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置」と記載されています。

2 現行の①第4次尼崎市男女共同参画計画、

②女性センター・トレピ工、

③尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会、

④尼崎地域の雇用・就労における女性活躍推進五者連携協定、

⑤尼崎市配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）

⑥婦人相談

⑦母子家庭手当

は、性別による差別的取扱いですのですぐに廃止して担当者と責任者を⑧厳しく処分してください。

➡ ①乃至⑥は、それぞれ下記の法令に基づき実施している施策であり、いずれも性別による差別的取扱いには当たらないと考えます。また、⑦（母子家庭手当）は当市にはありません。

⑧については以下のとおりです。

① 尼崎市男女共同参画計画

本条例第9条第1項（「市長は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画・・・を策定するものとする。」）に基づき策定されています。なお、基本法第14条第3項にも「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案し

て、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（・・・）を定めるように努めなければならない。」と規定されています。

② 女性センター・トレピエ

本条例第9条第2項柱書及び同条項第2号（「男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。」「(2)・・・男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」）に基づき、第4次尼崎市男女共同参画計画において同計画に基づく施策を実施するために必要な事項として、男女共同参画社会づくりを推進する拠点として上記センターをはじめ各種団体と連携や協力を図りながら推進していく旨を計画に定めています。

③ 尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会

尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例第17条に基づいて、市長の附属機関として設置しているものです。

④ 尼崎地域の雇用・就労における女性活躍推進五者連携協定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組を推進するものです。

⑤ 尼崎市配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第2項（「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。」）に基づき設置され、業務を行うものです。女性に限らず男性からの相談も受けています。

⑥ 婦人相談

婦人相談は、売春防止法第35条第3項（「婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。」）に基づき業務を行うものです。同法上対象は「要保護女子」に限られます。

⑦ 母子家庭手当

当市には母子家庭手当という制度はありません（なお、当市には児童扶養手当はありますが、

これは父又は母と生計を共にできない児童を養育している方に支給するものであり、母子家庭のみならず父子家庭等も対象としています。)

⑧ 職員の処分

地方公務員法第29条第1項で懲戒処分の対象となる行為が定められており、尼崎市職員の懲戒処分に関する指針に照らし行われるものです。

3 尼崎市暴力相談支援センターでは、男性の被害者への対応がされておらず、虚偽DV被害が甚大です。過去の相談実績証明者・支援措置・一時保護について追跡調査を実施して虚偽DVや配偶者の同意がない実子誘拐があった場合には相談者と関係者の告訴・逮捕を徹底してください。

➡ 尼崎市配偶者暴力相談支援センターにおける令和3年度DV相談実績として、男性からの相談は8件ありました。同センターでは性別にかかわらず証明書を発行しており、男性被害者への対応がなされていないとの事実はありません。

また、配偶者暴力相談支援センターは上記のとおり配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第2項に基づき設置された機関であり、その業務内容は同法第3項各号に列挙されているところ、「過去の相談実績証明者・支援措置・一時保護について追跡調査」を行うことなどについての具体的な根拠となる条項がなく、配偶者暴力相談支援センターがこれらを実施する権限はないと考えます。同様に、本条例及び同施行規則にも、これらを行うことについての具体的な根拠となる条項がなく、市がこのようなことを実施する権限はないと考えます。

4 第6次尼崎市総合計画（素案）についてのパブリックコメントに対する市の考え方のなかで「DV被害者の多くが女性であることを踏まえつつ、本市では男性被害者も相談対象とした適正なDV相談を実施しています。」という表現はジェンダーバイアスを強化する事実無根の虚偽であり、パブリックコメント募集結果の回答から削除して担当者を懲戒処分にしてください。

➡ パブリックコメントの考え方については、内閣府の公表データ等からも妥当性があり、当回答は虚偽ではないと考えます（なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の前文にも「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり」と記載されています。）。また、担当者の懲戒処分については「2」の⑧の意見への回答のとおりです。

5 尼崎市内に位置する兵庫県警尼崎北・南・東警察署における性別による差別的取扱いを厳しく監視し、警察や裁判所で性差別的な取扱いがあった場合には尼崎市男女共同参画社会づくり条例を適用してその是正を勧告してください。

➡ 本条例及び同施行規則には、「兵庫県警尼崎北・南・東警察署における性別による差別的取扱いを厳しく監視」することなどについての具体的な根拠となる条項がなく、市がこのようなことを実施する権限はないと考えます。

6 神戸家庭裁判所尼崎支部における性別による差別的取扱いを厳しく監視し、性差別的な取扱いがあった場合には尼崎市男女共同参画社会づくり条例を適用して裁判官を処分してください。

➡ 本条例及び同施行規則には、「神戸家庭裁判所尼崎支部における性別による差別的取扱いを厳しく監視」することなどについての具体的な根拠となる条項がなく、市がこのようなことを実施する権限はないと考えます。

7 尼崎市内では男女共同参画条例を厳正に適用して、鉄道における女性専用車両の運行を明確に禁じてください。

➡ 本条例及び同施行規則には、「鉄道における女性専用車両の運行を明確に禁じ」ることについての具体的な根拠となる条項がなく、市がこのようなことを実施する権限はないと考えます。

なお、令和3年4月1日警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局刑事企画課長、警察庁刑事局捜査第一課長及び警察庁刑事局犯罪鑑識官が連名で各管区警察局広域調整部長

等あてに「電車内における痴漢対策の推進について（通達）」を発出しています。当該通達の中で「イ 鉄道事業者等における痴漢防止対策の更なる実施の働き掛け」として、「駅構内等の警戒と電車内アナウンス、女性専用車両の拡大、電車内防犯カメラの設置検討、電車内多発箇所へのポスター掲示等が挙げられ、当該事業者により推進されているところであるので、これら対策の着実な実践とその拡大に向けて継続した働き掛けを行い、鉄道事業者との連携を強化すること。」を推進事項としています。

また、内閣府では「女性版骨太の方針2022」において女性専用車両の導入を含めた「痴漢撲滅パッケージ」（仮称）を令和4年度中に策定するとしており、国においても女性専用車両の導入については推奨されているところです。

以上により、当委員会は、本件申出について措置を講ずる必要のない旨判断しました。